

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
不利益処分名	市街地再開発組合の設立の認可の取消し	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第125条第4項	
連 絡 先	(電話 621-5269 )	
処 分 基 準	<p>【基準】 都市再開発法125条第4項の規定による。</p> <p>(組合に対する監督)</p> <p>第125条 4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p>	
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)